

項第1号に該当する場合	焼に相当するとき。	料額の2分の1に相当する額	到来する納期に係る保険料額
	損害の程度が全壊又は全焼に相当するとき。	右の保険料額の全額	減免事由発生から1年以内に到来する納期に係る保険料額
条例第13条第1項第2号、第3号又は第4号に該当する場合	条例第13条第1項第2号から第4号までに規定する事由のいずれかによって、生計を維持する者（保険料算定の基礎となった年分の所得金額が、600万円以下である者に限る。）の公的年金以外の収入がなくなった場合又はこれに準ずる状況に至った場合で、当該公的年金の年額を前年の所得であるとして、条例第6条の規定を適用したときにおいて、生計維持者本人又は世帯の第1号被保険者が同条第1号から第9号までのいずれかに該当するとき。	事由発生月（その月が当該年度の最初の月の前のときは、当該年度の最初の月）から当該年度の最後の月までの月数に、当該年度分の保険料の額から、当該公的年金の年額を前年の所得であるとして条例第6条を適用して得た保険料の額を控除した額を12で除して得た額を乗じて得た額	事由発生月以後に到来する納期に係る申請日の属する年度の保険料額
条例第13条第1項第5号に該当する場合	第1号被保険者が法第63条に規定する施設に1月を超えて入所しているとき。	右の保険料額の全額	減免事由が発生した日の属する月の翌月から当該減免事由が消滅した日の属する月の前月までの期間に係る保険料額
	第1号被保険者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者となった場合で、保険料の滞納があるとき。	右の市長が相当と認めた額に市長が相当と認めた割合を乗じて得た額	滞納額のうち市長が相当と認めた額
	第1号被保険者が政令第39条第1項第1号イ(1)に該当する老齢福祉年金受給者（保険料の賦課	右の保険料額の2分	申請日の属する年度の保険料額

期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。)であり、かつ、当該老齢福祉年金受給者が保険料の賦課期日現在において属する世帯のすべての世帯員について前年の収入金額の合計額が150万円(世帯員の数が2以上である場合は、150万円に当該世帯員数から1を減じた数に50万円を乗じた額を加算して得た額)以下である場合であって、資産などを活用してもなお生活が困窮している状態にあるとき。	の1に相当する額	
第1号被保険者が政令第39条第1項第3号イに該当する者(保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。)であり、かつ、その者が保険料の賦課期日現在において属する世帯のすべての世帯員について前年の収入金額の合計額が150万円(世帯員の数が2以上である場合は、150万円に当該世帯員数から1を減じた数に50万円を乗じた額を加算して得た額)以下である場合であって、資産などを活用してもなお生活が困窮している状態にあるとき。	右の保険料額の3分の1に相当する額	申請日の属する年度の保険料額
第1号被保険者が政令第39条第1項第2号に規定する者(保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。)であり、かつ、その者が保険料の賦課期日現在において属する世帯のすべての世帯員について前年の収入金額の合計額が125万円(世帯員の数が2以上である場合は、125万円に当該世帯員数から1を減じた数に35万円を乗じた額を加算して得た額)以下である場合であって、資産などを活用してもなお生活が困窮している状態にあるとき。	右の保険料額の5分の2に相当する額	申請日の属する年度の保険料額
第1号被保険者が政令第39条第1項第1号ハに該当する者(保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。)であり、かつ、その者が保険料の賦課期日現在において属する世帯のすべての世帯員について前年の収入金額の合計額が80万円(世帯員の数が2以上である場合は、80万円に当該世帯員数から1を減じた数に20万円を乗じた額を加算して得た額)以下である場合であって、資産などを活用してもなお生活が困窮している状態にあるとき。	右の保険料額の2分の1に相当する額	申請日の属する年度の保険料額
第1号被保険者が政令第39条第1項第3号イに該	右の保険	申請日の属する年度の保険

当する者であり、かつ、兵庫県無年金外国籍高齢者・障害者等福祉給付金支給事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく給付金を受給しているとき。	料額の3分の1に相当する額	料額
第1号被保険者が政令第39条第1項第3号イに該当する者（保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。）であり、かつ、要綱に基づく給付金を受給しており、かつ、その者が保険料の賦課期日現在において属する世帯のすべての世帯員について前年の収入金額の合計額が150万円（世帯員の数が2以上である場合は、150万円に当該世帯員数から1を減じた数に50万円を乗じた額を加算して得た額）以下である場合であつて、資産などを活用してもなお生活が困窮している状態にあるとき。	右の保険料額の3分の2に相当する額	申請日の属する年度の保険料額
第1号被保険者が政令第39条第1項第1号ハに該当する者（保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。）であり、かつ、要綱に基づく給付金を受給しており、かつ、その者が保険料の賦課期日現在において属する世帯のすべての世帯員について前年の収入金額の合計額が150万円（世帯員の数が2以上である場合は、150万円に当該世帯員数から1を減じた数に50万円を乗じた額を加算して得た額）以下である場合であつて、資産などを活用してもなお生活が困窮している状態にあるとき。	右の保険料額の2分の1に相当する額	申請日の属する年度の保険料額
この項のうち上記に規定する場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき。	右の保険料額に市長が相当と認めた割合を乗じて得た額	市長が特に必要があると認めた保険料額

備考

- 1 所得金額には、譲渡所得、一時所得等の臨時的な所得を含まない。
- 2 2以上の減免事由に該当する場合には、減免額の高い規定のみを適用する。